

令和5年第5回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年5月2日（火曜日） 14時00分～16時22分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 亨宏
10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美 13番 塩月 吉伸
14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 安藤 博 佐伯5区 笠村 由喜
佐伯6区 亀山 悦男 佐伯9区 岩田 隆生 佐伯11区 高畠相吉
上浦区 坂本 啓二 弥生2区市原 洋一 弥生3区 藤原 安政
本匠1区 矢野 正人 宇目1区 岡田 安代 直川2区 橋迫 新五
蒲江3区 飛高 聖悟

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
主事 小野 颯月

農政課：総括主幹 河合 和政 主事 木本 匠

議事

- (1) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第16号 農地転用許可に係る事業計画の健康承認について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④非農地証明願について

⑤農地賃借料情報について

⑥令和5年度最適化活動の目標等について

会長：周りはね木々の緑が本当にみずみずしい、さわやかな感じがするんですけども、ただただ忙しいばかりで、何かこうあんまりこう、あれするところがないんですけども、今日はですね、議案の方も三条の関係が14件ですか。

それから、四条関係が3件、それに5条関係が13件と、それから事業計画の変更が1件ありました。

今日も件数が多いんですけども、速やかな、議事運営にご協力いただければというふうに思っております。

それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局：はい。ありがとうございます。

農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行の方よろしくお願ひします。

会長：しばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

それではですね、議事録の署名を、2番松尾孫重委員さん、3番山田美之委員にお願いします。

それでは議事に入ります前に、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局：はい。それでは議案書の2ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして、説明をいたします。

農地法第三条。

件数は14件。

田が8702平米、畑が2258平米、合計1万960平米。

農地法第四条件数は3件。田が、3331平米、畑が394平米、合計3725平米。

農地法第五条件数は13件、田が2684.39平米、畑が6204平米、合計8888.39平米、総数の合計件数が30件。

合計面積が、田が2684.39平米、畑が8856.00平米、総合計面積が2万3573.39㎡以上提案をいたします。

審議のほどをよろしくお願いします。

会長：はい。ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございましたか。

はい。

ないようでございますので議事に入りたいと思います。

それでは議案第十三号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは3ページの三条の一番から事務局の説明の後、飛高推進委員から意見ををお願いします。

事務局：三条申請の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご覧ください。

土地の表示。

申請人、耕作面積は議案書の通りです。

3条の1についてです。

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農業は手作業で行います。

農業は、譲受人と従兄弟の2人で行うとのこと。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は3.24アール324平米となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして飛高推進委員さんをお願いします。

飛高推進委員：問題ありません

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の2番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員さんからの意見を
願います。

事務局：はい。3条の2についてです。

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

耕運機2台、草刈り機1台です。

農業は、譲受人1人でやっているとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は20.27アール。

2027平米となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして橋迫推進委員さんお願いします。

橋迫推進委員：直川2区の橋迫です。

この件につきましては別に問題ないと思われます。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま
した。それでは三条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、関連がありますので、三条の3番4番6番を一括して審議いたします。

事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見を願います。

事務局：はい。三条の346です。住宅地図の冊子。

三、四ページをご覧ください。

関連がありますので、三条346を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農用地及び農地です。

譲受人は自己所有地及び借入地でキクラゲやマイタケを栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具が所有しています。

農業は譲受人と妻、娘、臨時雇用の7人で行っているとのこと。

農地取得後は、営農型太陽光発電でキクラゲを栽培する予定です。計画です。

取得後の耕作面積は126.13アール。

1万2613平米となります。

今後の農業を行うので、農振農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして、松本推進さんお願いします。

松本推進委員：はい。

先月先月とここと同じオーナーというか、購入すればオーナーがあるんですけども、その方が先々月の時は従業員、臨時が2人雇うとあって、また今月は7人と。そこらはいいと思うんですけども、マイタケキクラゲが順調に育つ時期はちょっと僕も知らないんですけど。

そこら一の順調ある程度の軌道に乗ってから、こちらも応援したいなっていう感じではいるんですけども。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからは、ちょっと心配な部分があるというふうな意見がございました。

順調にいけば応援をしたいというようなことのようにですが、それでは、三条の3番4番6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

どうぞ。

三又委員：14番三又です。

これ、こないだなんか現地を見てもらうとかいう話だったんですけど、あれはどういうふうになったんですかね。事務局。

会長：はい。事務局。

事務局：先月の分は今後を見守っていきたいということで葛原の分はこの間、現地確認の前に、私、見たんですけど、まだ葛原ところはまだ、着手はしてない状況ではございました。

はい。

会長：はい、局長。

事務局：えっとですね佐伯の管内でソーラーシェアリングの関係がニンニク。おとめニンニク。

それとブルーベリーポット。ポット苗っていうんですか鉢植えのブルーベリーそれとドクダミ。それと今回の原木マイタケで、前回の原木マイタケで今回が菌床キクラゲというような形になります。

いずれのキノコの関係はまだソーラーが終わってませんので、5条申請も出ておりません。まだ着手してないので当然農業もありませんけどそれ以外のものについては、えっ

とですね、ドクダミの方の関係が業者がちょっと風が吹いてめくれてたりしたもんですから、4月の頭に1回来てですね、再度整備をしてもらって、ドクダミが見えるような状況になってきました。

で、その3件についてはですね、どうですかね全体研修がいいのか、部分的に現地近くに行った時に見てご案内をするっていうのか、いずれにしても、形は取ろうと思っております。で、もし、皆さんが一斉にちゅうことであればですね、9月とかの定期検討会の時にその日程を組んで見てもらえばいいかなと思っております。

次回までにですね写真なり等は現地の写真を掲載して見ていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長：はい。

三又委員：これ、経営計画書を出して、確かこの件については一反あたり100何十万とかいうようなあれが出ちゃったようにあるんですが。

そういうことをですね、1年に1回とか3年に1回とかちゃんと検証していかんと、もう3年経ったらみんな人が入れ替わったりしたらわからんことになると思いますんで、そういうこともきっちりね、そういう申請人の人に言ってですね、確認して余りにもできてなかったら、ペナルティがありますよぐらいのことを言っておかんとですね、もう単なる太陽光の発電になってしまうんじゃないかなと思うんで、それと、もうこの間も言いましたけど、これをいいのならですね、こういうふうにして、一つの農業の形として、佐伯の人もやっていけばいいと私は思うんで、そこらをきちっとやった方がいいと思います。

会長：三又委員、事務局から答弁いただけますか。

事務局：はい。おっしゃる通りでございます。前回から引き続きなんですけれども、農地所有適格法人でございまして、福岡県糸島市を拠点とし、農林水産省からの経営局から遠隔、県外を跨ぐ認定農業者の認定をいただいております。

三又委員のおっしゃる通り、今後ここで活躍していただいて、うちの方としてもですね、どういう状況とか、局長が言われた通り、皆でちょっと現地を見るとか、そういう形ですね、事務局も一生懸命頑張っていきたいと考えております。

以上です。

会長：はい三又委員。

三又委員：私は個人的に思うのはですね、前の件も実施できてない中でですねまた次計画して、ここんと、ちょっと何か現実もあるのかなという思いがしますんでそこらはきちっと整理していただきたいなと思います。

会長：事務局の方がいいですか。

事務局：はい。わかりました。

会長：はい。他にどなたかございませんか。

ないでしょうか。

どなたでも結構ですよ。

はい。

波戸崎委員。

波戸崎委員：はい。6番波戸崎です。

申請が上がってきた分は申請を受けなきゃいけないと思うんですけども、一つ一つちょっと実例っていうか、を見ながら申請を受け付けていくような形の判断ってのは取れないんですか。

何かこう一気にどんどんまだ着工してなくてどんどんどんどん太陽光が増えていくんじゃないかって、1個か、現地を作ってもらって、実際のその結果を見て、次の許可を出すような判断とかっていうのはできないものなのかなっていうのをちょっと思いました。

会長：はい。どなたが答弁しますか。

事務局、答弁できますか。

事務局：工作目的の申請によるところで、常時従事、工作すると認められるかのほか、3、4件が認められればということになりますので、ご審議でお願いできたらと考えております。

会長：そうですね。受け付けの。あれで、もう断ることあるわけにいかん部分がありますんですね。

他に意見がもうないようございますので、取りまとめてよろしいですか。

何かこう、皆さんはい、三又委員。

三又委員：経営計画のね、結果ですね、これ。

後からなって、最初の部分まだ着工してないのにまた次の持つ、後からなって、我々が残ってればあん時のかとわかるんですが。

もう何も経つと、それがちょっと、わからんようになってたりするんのが心配ですんで、そこは事務局ちゃんと管理っちゃうか、するようにしてください。

会長：はい。局長。

事務局：はい手続きの話です。

我々が手続きで仕事をする中で決まりがあります。

事務局担当5条この三条の後に五条が出てきます。

五条における決まり事を束木原の方から、年2回の報告等、説明をしてください。

会長：束木原君いいですか。

事務局：はい。五条の説明させていただきます。

今後ですね営農型太陽光の申請の方が、一時転用ということで営農型太陽光発電設備の支柱部分の許可の方が、今後予定されております。

営農型発電設備の下部の農地で今回、前回は葛原の方で、マイタケでしたけど、今回はキクラゲというところなんですけども、営農型太陽光発電設備の支柱部分の許可がおりますとその後ですね太陽光発電設備ができての方の発電設備の下部の方で耕作が始まってくるとですね、毎年2月末にですね、県の方に、その下部の農地の作物の状況ですね報告するようになっております。

その中で、今回の農地については、荒廃農地の方ではないと思いますので、キクラゲであれば、地域の平均的な反収っていうところですね、それが反収に比べて、8割を下終わってないかというところ確認させていただきますので、毎年そういう農作物の報告があるというところなんです。そのあとはずっと毎年報告をいただくんですけども、1転用期間の方は十年間となろうと思います。

その中で毎年報告をいただいて報告をいただいた中でその内容によってですね、収量

をしっかりと、取れてるかというところで、必要な許可条件を確認させていただいて、その中でも随時、推進員さん、農業委員さんたちと協力しながらですね、私どもの委員会事務局の方も、私も担当の方でも、現地の方、状況確認を随時行っていきたいと思っています。

以上です。

会長：はい。橘局長。

事務局：その報告が2月にあって今まで皆さんにしてないですよ。

その報告があつて報告内容を、それをきちんと、もちろん県に報告するんですけど今どういう状況にあるっていう。

報告を受けたら、それを皆さんにお知らせするっていう形をとるのが、よりわかりやすいことになるんじゃないかなと思います。

そうすれば一遍に現地に行かなくても、写真と合わせて見るということ。

ただ、写真そのものが作物のじきがありますので、報告が出てくるのは2月ぐらいになるんですけど、その機会に合わせて皆さんに紹介をするっちゃうことを事務局で取ったいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

会長：三又委員、よろしいですか。

三又委員：はい。

会長：他にございませんか。

はい。

ご意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番、4番6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思いますさん。

はい。

賛成多数ということで許可したいと思います。

続きまして、三条の5番についてです。

事務局の説明の後松本推進委員さんからの意見ををお願いします。

事務局：はい。三条の5についてです。

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地でマイタケを栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、娘、臨時雇用の7人で行っているとのことです。

農地取得はキクラゲを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は51.22アール、5122㎡となります。

今後の利用を行うので、農振農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

会長：続きまして松本推進委員さんをお願いします。

松本推進委員：特に問題はありません。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい意見もないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の7番について審議いたします。

事務局の説明、説明の後、亀山推進委員さんからの意見をお願いします。

事務局：3条の7についてです。

住宅地図の冊子。5ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は、今後導入予定です。

現在、住所はさいたま市ですが、最近の空き家バンクを活用し、家を購入する予定です。

また空き家バンクには6月頃、移住する予定とのことです。

農業は、譲受人と妻の2人で行う予定です。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

農業用倉庫がありますがすでに転用申請を行っております。

取得後の耕作面積は8.65R。865平米となります。

今後農業を行うので、農振農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして亀山推進委員さんお願いします。

亀山推進委員：はい。別にごございません。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進員さんからも問題なしとの意見がございました。それでは三条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、三条の8番について審議いたします。

事務局から説明の後、小里推進委員さんからの意見をお願いします。

はい。

事務局：3条の8についてです。住宅地図の冊子、6ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

農振用地は、農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地及び借入地で、米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具が所有しています。

農業は譲受人1人で行う予定です。

農地取得後は米を栽培する予定です。

取得後の耕作面積は92.7538アール。

9275.38平米となります。

今後、農業を行うので農振農地、申請農地周辺地域への農業上の費用は予想されないと
思われます。

事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして、小里推進委員さんお願いします。

事務局も推進者の意見も。

事務局：あっ。すいません欠席でした。申し訳ございません。

この農作業に期待し、別に問題なしと。とのことです。

会長：はい。それでは事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意
見がございました。

それでは、3条の8番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の9番についてです。

事務局の説明の後井上推進委員さんからの意見をお願いします。

井上推進委員さん来てないかな。

はい。

井上推進委員さんも欠席のようでございますので、推進者の意見も合わせて事務局の方で
説明をお願いします。

事務局：はい。三条の9についてです。住宅地図の冊子、7ページをご覧ください。

今回の申請地は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と父母の3人で行っているとのことです。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は19.93アール1993平米となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。井上推進委員さんからは、特に問題なしとのことです。

会長：はい。事務局からの説明、そして推進担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 9 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 9 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 10 番について事務局の説明の後、岡田推進委員さんの意見をお願いします。

事務局：はい。三条の 10 についてです。住宅地図の冊子。8 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

農振農地は、農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地及び借入地で米や果樹を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農器具が所有しています。

農業は、譲受人と、子の 2 人で行う予定です。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 143.41R。1 万 4341 平米となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

会長：はい。それでは続きまして岡田推進委員さんお願いします。

岡田水産：問題ありません。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 10 番について、これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 10 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 11 番についてです。

事務局の説明の後、坂本推進委員さんからの意見をお願いします。

事務局：はい。住宅地図の冊子。9 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業は手作業で行います。

農地取得後は果樹を栽培するとのこと。

取得後の耕作面積は 1.92R。192 平米となります。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定です。

今後農業を行うので農振、農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。

事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして坂本推進さんお願いします。

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは三条の11番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の11番につ
いて、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして関連がありますので、三条の12番、13番について一括して審議いたします。

事務局の説明など松本推進委員さんからの意見をお願いします。

事務局：はい。三条12と13についてです。住宅地図の冊子。10ページをご覧ください。

関連がありますので、3条、12、13を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有してしてます。

農業は、譲受人と妻の2人で行っているとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は444.88アール。

4万4488平米となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして松本推進さんお願いします。

松本推進委員：特に問題ありません。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の12番、13番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の12番13番
について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の14番について、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より、事務局
の説明の後、推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

事務局：はい。三条 14 についてです。住宅地図の冊子 11 ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機が所有しています。

農業は、譲受人と母を弟の 3 人でやっているとのこと。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 3.49 アール。349 平米となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。事務局からの説明は以上です。

推進委員さんは、特に問題がないとのこと。

会長：はい。事務局からの説明して担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま
した。それでは三条の 14 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の 14 番につ
いて、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第 3 条の 14 件の審議を終わります。

続きまして 6 ページの議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議案審議
いたします。

まず、四条の一番についてですが事務局の説明の後、稗田推進委員さん今日欠席でござい
ますので、推進さんの意見も併せて、事務局の方でお願いします。

事務局：はい。四条の一番について説明させていただきます。

お配りしている地図の 12 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田
です。

植林の用途による申請です。

申請人は約 8 年前に離農して申請地に棒受スギの採捕目的の植栽。

平成 29 年 2 月にスギ 400 本を植栽していましたが、今後耕作する予定がなく、管理可能
な山林用地として利用する計画です。

なお、申請地は令和 3 年 11 月 9 日付で、農用地区域な農地から除外農振除外されていま
す。

樹木が成長するに伴い、日照通風等の影響による周辺農地への被害防止措置が必要と思
われますが、申請地西側の一部は、隣接農地と間隔を空けて、植栽済みであり、またそ
の他の周囲は山林と公衆用道路のため日照通風の被害はないと思われ。

なお、隣接農地の所有者、両所有者から申請地を所有することについて、事前に同意を
経ている状況です。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1の完了（イ）。

第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによって、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは特に問題はないと思いますが、電線が少し気になります。

生育が進行していくと、線にかかる恐れがあります、との意見をいただいています。

その上で事務局の方で申請者の方に確認をいたしまして、樹木の方が成長していくと。

当然ですけれども、影響がある場合は、木の枝等の伐採をしていくと。

いう回答を終えております。説明は以上です。

会長：はい。事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

四条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、四条の2番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局よりあわせて推進委員の意見もお願いしたいと思います。

事務局：はい。四条の2番について説明いたします。

お配りしている地図の13ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は、一部凹地があり、作業向上のため、かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後はみかんを作付する計画です。

申請地では、1.3メートルのかさ上げを行いますが、隣接に対しては安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。以上です。

会長：はい。事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして四条の3番について事務局説明の後、矢野推進委員さんの意見もお願いしたいと思いを。

事務局：はい。四条の3番について説明いたします。

お配りしてる地図の14ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

事務所及び駐車場としての用途による申請です。

申請者が営む左官基礎工事業の事務所を新築する計画です。

なお、駐車場、車庫及び資材置き場、作業スペースについては、令和4年3月15日から利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、木造平屋建て、建築面積、36.63平方メートルの事務所を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われ。

また、汚水処理及び生活排水は、合併処理浄化槽を設置し、処理水は道路側溝に放流します。なお、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。それでは続きまして矢野推進委員さんお願いします。

矢野推進委員：始末書も添付されておまして、特に問題ございません。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、始末書も添付されており、現地については問題ないとの意見がございました。

それでは四条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

意見もないようでございますので取りまとめたいと思います。

四条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

以上で、農地法第4条の3件の審議を終わります。

続きまして7ページの議案第15号農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、五条の一番についてですが事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見を申し上げます。

事務局：はい。五条の一番について説明いたします。地図の15ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、近隣商業地域及び第二種住居地域の第三種農地の畑です。

店舗としての用途による申請です。

借人が申請地にドラッグストアを建設する計画です。

申請地では、鉄骨造り一部2階建て、建築面積1716.12平方メートルの店舗を建築します。

造成工事は盛土を行いますが、敷地の外周は擁壁等を設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活排水は公共下水道に接続し、雨水は既設水路に放流します。

なお、都市計画法による開発行為については、大分県臼杵土木事務所と、事前協議を終えております。

塩屋地区土地改良組合から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、同意する旨の意見書が添付されています。

許可基準が運用通知第2、1両括弧1、両括弧イ、第三種農地の第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当し、事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして松本推進委員さんお願いします。

松本推進委員：はい。特に問題はありません。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番についてはこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

意見ございませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可といたします。

続きまして、五条の2番について、事務局の説明の後、笠村推進委員の意見をお願いいたします。

事務局：はい。五条の2番について説明いたします。地図の16ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田と畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地は主に田として利用していましたが、所有者は近くに居住しておらず、また、ご自身の仕事もあるため、耕作管理していくことに苦慮しておりました。

申請地では248枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事は行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第21、両括弧1の完了（イ）第二種農地の許可要件申請に関わる農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと、認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして笠村推進委員さんお願いします。

笠村推進委員：はい。

地元の同意を周辺の同意も終えておりますし、別に問題はないと思われま

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の3番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局の説明とあわせて推進者の意見もお願いしたいと思います。

事務局：はい。五条の3番について説明いたします。地図の17ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地は、長い間耕作をしておらず、一部山林化しています。

所有者は離農及び高齢化、高齢であるため、管理が難しいことから、太陽光発電使節として有効活用したいと考えました。

なお申請地は令和3年2月8日付で、農用地区域内の農地から除外。

農振除外をされております。

申請地では248万円の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず整地のみを行い、使用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただけてます。

以上です。

会長：はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の3番についてこれより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の3番について賛成される方の挙手、挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、五条の4番についてです。

事務局の説明の後、岩田推進委員さんの意見をお願いします。

事務局：はい。五条の4番について説明いたします。地図の18ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性に低い第二種農地の方です。

駐車場用地としての用途による申請です。

借人の水産会社は水産物販売等を行っており、既存の駐車場で止めきれない部分は、漁港荷さばき地等に駐車し、また自宅には事業用3台を駐車しているため、来客者は路上駐車している状況です。

今回佐伯市外方面の流通等に自宅近くに拠点駐車場を確保する必要があるため、佐伯方面の従業員2台、4トントラック2台、来客用2台の駐車場として利用する計画です。

なお申請地は、譲り渡しの親が、親が平成17年10月ごろからかさ上げをしているため、申請者からの始末書が添付されています。

申請地では4トントラック2台、従業員用2台、来客用2台、計6台分の駐車場を設けます。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

後田水利組合から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、整い、特に問題、問題ない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：今、岩田推進委員さんの意見も出たのかな。

言わなかったかな。

岩田委員さん。はいお願いします。

岩田推進委員：すいません、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ありません。

今回駐車場も用地として、許可を申請し、特に問題はないと思います。

なお地元の水利組合は特に意見はないという意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも、追認案件で以下であるけれども始末書が添付されており、現地については問題ないとの意見がございました。

それでは五条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の5番についてですがこの議案につきましては13番委員が申請者の借地人と親子関係となっておりますので、13番議員は審議が終わるまで退席をお願いいたします。

では、五条の5についてですが事務局の説明の後、安藤推進委員さんの意見もあわせてお

願います。

事務局：はい。五条の5番について説明いたします。地図の19ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農業用施設としての用途による申請です。

借人は近くに菊の圃場があり、作業効率を上げるため、申請地に集出荷施設を建設する計画です。

なお、本案件は農用地区域内農地、農振農用地に農業用施設を建設するため、農業振興地域整備にかかる軽微な変更、用途区分変更申請が必要であり、申請先である佐伯市農政課には、申請を終えております。

申請地では平屋建て、建築面積17600㎡の集出荷施設を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出他の恐れはないと思われま

す。また、手洗い、菊の水揚げ等の汚水排水は雨水とともに、既存水道河川に放流しま

す。城村水利組合から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、特に問題ない旨の意見が、意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1、両括弧イの、農用地の許可基準の例外規定農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当しま

す。事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして安藤推進委員さんお願いします。

安藤推進委員：はい。問題ありません。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局から説明させて担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは五条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

それでは13番委員さん、復籍をお願いいたします。

はい。

続きまして五条の6番についてですが事務局の説明の後市原推進さんの意見をお願いいたします。

事務局：はい。5条の6番について説明いたします。地図の20ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は結婚して家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積、76.59平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用し、擁壁も設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思わ

れます。

また、汚水処理生活排水は、集落排水処理施設に接続し、雨水は水路に放流します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして市原推進委員さんお願いします。

市原推進委員：この辺りは住宅地のあれで、

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明さして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の7番についてです。

本日担当推進委員が欠席のため、事務局説明の後推進さんの意見も併せてお願いいたします。

事務局：はい。五条の7番について説明いたします。地図の21ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は結婚して家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積89.57平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。水利権はありません。

許可基準は第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の8番についてですが、事務局説明の後、高畠推進委員さんからの意見ををお願いします。

事務局：はい。五条の8番について説明いたします。地図の22ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人の法人代表者は、佐伯出身であり、近いうちに佐伯市街地にし、支店を設ける予定です。

今回環境のよい申請地隣接の住宅。

社員の交流等の施設として利用するにあたり、既存で駐車できる敷地がないため、申請地を自社法人の保養所の駐車場として利用する計画です。

申請地では、5台分の駐車場を設けます。

造成工事は現状のまま利用するため土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして高畠推進委員さんをお願いします。

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の8番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして五条の9番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局の説明の後、推進委員さんの意見も併せてをお願いします。

事務局：はい。五条の9番について説明いたします。地図の23ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。一般住宅及び駐車場としての用途による申請です。

譲受人は子供の成長により、また、将来的な家族の増員に備えるため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積54.65平方メートルの住宅を建築し、市道挟んで真向かいの申請地は、駐車場として利用します。

造成工事は切戸行いますが、擁壁を設けるため土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流

します。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。五条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の10番について、事務局説明の後、清田推進委員さんの意見をお願いいたします。

清田推進委員さん欠席のようでございますので、事務局からその旨説明をお願いします。

はい。

事務局：五条の10番について説明いたします。地図の24ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。貸駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は、貸付先、申請地隣の会社の専務を務めており、代表取締役が弟です。貸付先の既存の駐車場は重要従業員用が3台不足しており、来客用に駐車したり、路上駐車等をしている状況です。

そのため、貸付先の会社の隣である申請地を従業員用の駐車場として利用する計画です。申請時では、従業員用3台分の駐車場を設けます。

造成工事は整地のみを行い、利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の10番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の10番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の11番についてですが、事務局の説明の後、笠村推進委員の意見をお願いいたします。

事務局：はい。五条の 11 番について説明いたします。地図の 25 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人の本社の倉庫については流動的な在庫が、倉庫内を占有しており、減っては入荷してくるため、スペースがなくなっている状況です。

また、別々の場所にある自社ショールーム倉庫では、倉庫内もすでに資材があり、本来駐車スペース用の敷地に置いている状況です。

しかし、安全面から見て見てもよくない状況であり、現在置いているところはカーポートとして利用計画があるため、今回動きの少ない固定的な資材を申請地に移転する計画です。

申請地では、FEP 管、ケーブルを地中埋設する際の保護管 10 本、50 メートル分、スクリューV200 本、配フェンス 40 枚、80 メートル分、コンパネ 6 枚の資材置き場を設置します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

なお、資材が飛ばないように固定を行い、侵入防止のためのカラーコーン等で注意を促すとのことです。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：そして笠村推進委員さんお願いします。

笠村推進委員：はい。何な問題はないと思われます。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の 11 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の 11 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の 12 番についてですが、本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局説明の後、推進さんの意見も併せてお願いします。

事務局：はい。五条の 12 番について説明いたします。地図の 26 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の畑です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人の既存の資材置き場は子が住んでいる、借家の庭に建築業の資材、足場廃材、脚立、木材等を仮置している状況です。

よって、現在使っている資材置き場は借家へ借家の庭のため、仮置している資材を申請地に移転する計画です。

申請地では、離道を挟んで隣接する自宅敷地内にある既存倉庫を取り壊し、進入路として利用し、足場廃材脚立木材等一式の資材置き場をも設置します。

造成工事は整地を行い、コンクリートブロックを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないとあります。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の12番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の12番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の13番についてですが、事務局説明の後、藤原推進委員さんの意見を願います。

事務局：はい。五条の13番について説明いたします。地図の27ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。駐車場及び進入路用地としての用途の用途による申請です。

譲受人が隣接の宅地と住宅を購入するのに当たり、既存の駐車スペースでは、入口が狭小で、駐車時に不便であり、発進時にも展開ができず不便な状況です。

また、譲受人の自宅の駐車場も同様に展開が困難で不便であるため、申請地を個人用の駐車場として利用する計画です。

なお申請地の一部はすでにコンクリート舗装を行い、進入路として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、個人用2台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局、事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして、藤原推進委員さんお願いします。

藤原推進委員：はい。弥生3区の藤原です。

事務方が申しあげました通り周辺農地への影響については問題ありません。

ただ、一部無断転用があり、始末書が添付されており、また、写真で見た、正面に廃屋があります。この方の入口の先ほどのコンクリート層は、これ。

真正面に見えるコンクリートが無断転用です。

先にあるはい。家がありますが廃屋です。もう誰も住んでおりません。

この方とも話がついておりまして内容的には詳しくは申し上げられませんが、ごめんなさい、行政書士の田崎さんとの確認のために電話したところも十分な話し合いがついてるとのことです。

問題ないとのことですので、申し上げます。以上です。

会長：はい。ありがとうございました。

事務局から説明さして担当推進さんからも追認案件で遺憾であるけれども始末書も添付されており、現地については問題ないという意見でございました。

それでは、五条の13番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

こちらの13番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

以上で、農地法第五条の13件の審議を終わります。

続きまして議案第16号、農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてを議案審議いたします。

それで一番についてですが、本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：はい。変更申請1について説明いたします。地図の28ページをご覧ください。

事業計画内容の変更に伴う変更申請です。

申請地は令和4年11月11日付指定南極農振第5号の43で、農地法第五条の転用許可、転用目的倉庫、県知事許可を受けており、事業の実施状況は、用地買収、所有権移転登記のみ完了している状況です。

当初、トレーニング機器、器具を収納するため申請地に倉庫を設置し、倉庫以外のスペースは、隣接する宅地、スポーツジム計画予定地への通路としても利用する計画にしておりましたが、新築予定のスポーツチームトレーニングセンターの配置上、倉庫設置箇所を当該トレーニングセンターの駐車場として利用することになりました。

そのため転用目的を倉庫から駐車場に変更する計画です。

申請地では、従業員用2台、来客用10台、計12台分の駐車場を設けます。

造成工事はクラッシュラン敷込み一部及び整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明と、担当推委員さんからも特に問題ないという意見がございました。それでは農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは計画変更の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これで、農地転用許可に係る事業計画の変更承認1件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第十三号、農地法第三条の14件。

議案第14号、農地法第4条の3件、及び議案第15号農地法第五条の13件につきましては許可したいと思います。

なお、議案10、第15号、五条の1につきましては、都市計画法に基づく開発行為の許可を要するため、その許可日と同日とします。

議案第16号の1件につきましては権限移譲前の案件のため、本委員会としては許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を。

15時30分でいかがでしょうか。

よろしいですか。

そういうことで、再開時間も15時30分、ちょっと短いからいいですね。

はい。

時間も過ぎてますが、農政課の方がちょっと窓口対応して遅くなるらしいんで。

まず再開しての非農地証明願についてから、協議をさせていただきたいなという、思いますがいかがでしょうか。

はい。

それでは④の非農地証明願についてを審議いたします。

一番についてですが事務局説明と、亀山推進委員さんももう帰られたようですから。

事務局があわせてお願いします。

事務局：はいそれでは非農地証明願の説明をします。

非農地証明願の一番の説明をします。

申請地の調査は4月11日に担当区の亀山推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市大字片上浦の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が、昭和47年に農地法の知識がなかったため、この土地に住宅を建築し、住居として利用しております。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、住宅跡地に10年以上が経過しており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

会長：はい。ただいま事務局より一番の非農地証明願の説明及び担当推進委員さんからの特に問

題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして2番についてですが、事務局説明の後、担当推進委員の意見も併せてお願いします。

事務局：はい。それでは非農地証明願2番の説明をします。

申請地の調査は4月11日に担当区の清田推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市鶴岡町の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が、昭和53年に車置き場として、五条申請の許可を受けておりますが、地目変更登記をしていませんでした。

現在は住宅が建築され、車の出入りができなくなり、庭敷地として利用しております。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、20年以上が経過しており、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われる。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは、特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

会長：はい。ただいま事務局より2番の非農地願の説明及び推進委員さんからの特に問題なしという意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、3番についてですが、わざと推進委員さんも来てないですね、事務局説明の後推進委員の意見も併せてお願いします。

事務局：はい。それでは非農地証明願3番の説明をします。

申請地の調査は4月20日に担当区の小里推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市、宇目大字南田原の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が令和4年に相続をしておりますが、昭和52年に県外に移住したため、耕作者がおらず、長期間放置されたことにより、山林化しております。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、

周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

会長：はい。ただいま事務局へ3番の非農地証明願の説明及び推進委員さんから特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の3件につきましては、承認したいと思います。

続きまして、農地賃借料情報について説明いたします。

事務局申し上げます。

事務局：えっとですねお手元資料別紙1をご覧ください。

毎年ですね5月の総会の時に農地の賃借料情報ということで、この情報を提供しております。

ですね、ここ書いてるんですけども、これはあくまでですね、賃借料が発生しているものの、いわゆるお米を作っている水田、と、お米以外を作っている畑、水田でも畑として利用してる分については、ノット米っちゃうことで下の段になってます。

お米関係を作っているところについては、平均額や、8700円。

最高額が1万500円、最低額が5200円っちゃうことで、賃借料が発生した中間管理機構を通した事業と、基盤強化法に基づいた利用権設定で、賃料が発生しているものの、平均になっております。

ちなみにですねお米の物量に関しましては、農協の取引の2等米価格っちゃうことで、4年度で1当たり、1万500円、60キロ当たり1万500円っちゃうことで計算をしております。

で、実際のところですねこれが、中間管理機構を通したものっていうのは、物納の部分については、基本的に使用貸借っていうような形で処理しておりますっちゃうのが、中間管理機構の制度といたしたら、3者契約になりますので、借りている実際に農地を借りてる人が賃料を、中間管理機構がその人から口座から引いて、それを中間管理機構が地主さんに払うっていう形をとりますので、お金を返したものでなければ実際には動かすことができません。

例えばお米を30キロって言われたら中間管理機構は取りにあって、預かって地主さんのところに運んでいくっちゃうことは、実際のところ無理であります。

ですから、形状的にはですね、やや不可解なところもあるんですけども使用中間管理機構で物納してる分については、使用貸借っていうような形で、表上は金銭が動いてないような状態になっております。

ただし、個々人の覚書として、担当賃料が発生しているところであれば、30 キロであるとか、60 キロであるとかそういった形で、実際のところは結んでますけれども、我々はあくまでも表しか見えませんので、賃料が発生しているところの平均になっております。

で、ですね私の見た感想としたら、大体 30 分お米にして、昔は一方的よったら一反あたり 1 俵って言ったのが、一体 30 キロぐらいかなっちゅうような気がします。

金額にしてみたら 5000 円とか、そのくらいの金額なのかなっていうような感じです。もちろん、賃料が発生していないもう作ってもらえばいいよっていうところもありますけれども、そういった感じで。

ただ、集落営農法人、特に地元からなっている地主さんのところについては、若干小作料も上乘せのところかな。

担当 1 万円程度っていうか、お米にしたら、一体 1 袋 30 キロじゃなくて 1 俵。

金額にしたらさっきの 1 万円 500 円ぐらいとか、そういった感じなのかなっちゅうような気がしております。

で、お米以外の部分につきましてはここにありますが平均がですね。

2 万 1600 円で最高額が 4 万 1700 円で、最低額は 6100 円で、ですね最高額の 4 万 1700 円というハウスマカンなんですけれども、これ面積がですね、2000 平米とかじゃないんですよ。

450 平米とか 600 平米とか、もう元が 600 平米だから、一旦にしたら、例えば元が 500 平米しか土地がないところを一旦に直すか二倍になっちゃうわけなんですよね。

それで 4 万 1700 円なるんですけど、果たしてこの土地が本当に、2000 平米あった時に、この一反あたりの金額になるかっちゅうのはちょっとそこはクエスチョンです。

もうあえて 470 平米であれば、2 万円にしても、絶対的に 1 万幾らぐらいしかいかないわけなんですよね。

ですから、単に一反あたりに戻した時の金額になつとるんですけれども、もちろんその路地の関係はツール波多野浦と灯油のうちのところのレモンが大体 8000 円ぐらいということになっておりますので、それが元になってハウスがやっぱし、担当 2 万を超していくのかなっちゅうな感じがありますハウスについては、いろんなものでありますけれども概ねそんなくらいの金額で推移しているのかなということでもあります。

これあくまで参考ということで、農業委員会の窓口に計上させていただきます以上です。

この件について何か質問ございますか。

ないですか。

なければ説明を終了いたします。

農政課は、もう準備できたかな。

いいですか。

戻りまして。

どこまで行ったんか。

こっからやな。

それでは議案第 16 号になるかな。

違う。

違うの。

これ、違う違う。

ごめんなさい。

そうですね。

わかりました。

うん。

1ヶ所。

それではですね、農用地利用集積計画案についてを議題といたします。

農政課、よろしくお願いします。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

お待たせして大変申し訳ありませんでした。

前回の定例会でお願いしておりました、漁家の新規掘り起こしと再設定についてとまとめいただいたものを、農地利用集積計画案として作成いたしましたので審議をお願いいたします。

その他説明させていただきます。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は33件となっております。

お手元の農地利用集積計画案をご確認ください。

表紙裏の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間5年が4室で2160平方メートル。

月間6年が一筆で736平方メートル。

契約期間10年が25室で1万9591平方メートル。

契約期間15年と6ヶ月が一筆で1101平方メートル。

景観19、19年と6ヶ月が一筆で457、427平方メートル。

景観20、20年が一筆で1514平方メートル。

これら合計で33筆2万5529平方メートルとなります。

なお、各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、利用権設定等を受けるものが校舎となっているものにつきましては、農地中間管理機構、管理事業としておりますので、後程、農地利用促進計画案にてご説明ございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

はい。

ただいまの成果より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

それではただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進についてということで、農政課、説明をお願いします。

はい。

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来処分については、該当する推進委員の方へリストを渡しておりますので、相談等を受けた場合は、ご助言のほど、よろしく願いいたします。

また今回の料金細節、利用権設定用紙の提出締め切りは5月15日月曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各期振興局の方になりますので、ご助言のほどよろしく願いいたします。

なお設定用紙が必要な場合は、お届けいたしますので、ご連絡をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上となります。

はい。

ちょっと待ってくださいね。

はい。

ええ。

ちょっとどこまでいったのかな。

わからんことなつて。

ちょっと待つて。

これ、ごめんなさい。

今月の締め切りは5月15日になっておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして③の農用地利用集積等の促進計画案について、農政課長名をお願いします。

はい。

農政課の矢野です。

よろしく願いいたします。

座って説明させてもらいます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和5年7月1日改正分の18件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目た。

一筆 866 平米。

契約期間6年のもの、更新で登記地目田、一筆 736 平米。

契約期間10年のもの、新規で登記地目た14室で、1万3617平米、契約期間15年6月のもの、新規で登記地目畑。

一筆、1101平米、契約期間、19年6月期のもの、新規で登記地目田、一筆、427平米で。

以上、合計10発室面積が1万6747平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

はい。

ただいまの成果より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等ございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

ない意見もないようでございますので、取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、農用地利用集積即答を促進計画案についての意見は特になしということとします。

つの成果、いいですよ。

続きまして、⑥の令和5年度最低劣化活動の目標等について、事務局説明をお願いします。

はい。

お疲れ様です。

それではお手元の別紙2、令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明したいと思います。

昨年、昨年度から大幅に変わりました。

この最適化活動につきましては、毎年目標を設定することとなっております。

それでは説明をします。

毎年5月4月の現在の農業委員会の現在の体制、それと佐伯市の農家農地等の概要が、1ページの方に記されております。

続きまして、2ページをお開きください。

最適化活動の目標についてです。

ここにつきましては、管内の農地面積が現在1836ヘクタールとなっております。

で、これまでの集積面積、これが令和5年、令和5年度を令和5年3月末現在で、今集積されているのが600.53ヘクタール。

ただし認定農業者だとか、基本構想を水準到達者などの、経営局通知に該当するものへの農地の集積を言います。

それで集積率は32.7%となります。

目標についてなんですけれども、ここは令和5年度の目標設定と、なっております。

ここはもう昨年と同じとなっております。

集積率の90%におきましても、大分県の目標数値となっておりまして、ここが上の関連の力これまでの集積面積を引くと、自動的に今年度の新規集積面積。

1051.87haとなります。

合わせ右端に、こん、90%に行くには、線路1652.4ヘクタールということで、ここはもう90%、5年度で90%というところでの逆算になってまいりますので。

このような数字になります。

続きまして2ページの(2)の②の目標をです。

既存遊休農地の解消につきましては、昨年の数値、55ヘクタールというところと、5分、その3年度からの分の面積が入りますので、50、500の11、11ヘク遊休農地の5分の1の面積を記入ということになっております。

で、Bの黄色部分の解消の遊休農地の解消も3年度の数字となっております。

新規発生遊休農地の解消というところで、前年度にし新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積といたしましては、前年度の緑区分の分を計上をさせていただいております。

3ページをお開きください。

新規参入の促進についてです。

現状については、令和4年度から令和直近の分を計上しております、令和4年度の新規参入者といたしましては、10経営体の13.29ヘクタールの部分の規模となっております。

やっぱり新規参入としては野菜の施設園芸等が多いんですが、水田等の大規模に利用する、農業を志す新規参入者がかなり少ない現状であります、企業参入と、県佐伯市農政課と連携を図って推進していきたいと思っております。

新規参入の目標の面積ですが、直近の年度の分、令和元年17.51、2年度15.653年度11.45の、このそれぞれの面積については、過去3年間の農地法の賛助だとか、農業経営基盤の利用権とか、農地集積の権利移動などの、年間の集積した合計の面積を、3年で割った平均が14.87。それのおよそ1割程度を目標としなさいということですので、1.49ヘクタールが入っております。

2番の最適化活動の活動目標は、これも昨年と同じ通り、国の指針に基づいて、1日、すいません。

一つ、10日を目標というところと、農業委員さん推進員さんの人数、皆様でやっていきましょうと。

ということで、そのニーズを書かせていただいております。

(2)の活動強化月間の設定目標につきましては、農業委員会として活動をか強化月間を3、3回、3回はやりましょうというところでしたので、とりあえず、まず12月、頃に人農地プラン等の地域計画があろうかと思っておりますので、その段階に農業推進委員が皆さんで呼びかけで参加を促し、話し合いを行っていくと、というような形で、ひと月で、あとは8月、11月におきましては、遊休農地の解消という取り組み。

お出ししまして、新規内、新規に緑になったものには、所有者等に最低でも農地の除草作業による管理を促していこうというような、強化月間を計画でふたふた月設けさせていただきました。最後に、新規新規参入相談会への参加目標といたしまして、ご覧は昨年も一緒の通り、参加1回といたしまして、昨年箱崎委員いいんが、参加をしていただきました、就農応援フェアに、また今年も参加をいたしまししょうということで、こちらの目標として挙げさせていただきました。以上すいませんちょっと長くなりましたけれども、これが令和5年度の目標として一応ご説明をお願いします。

よろしくお願ひいたします。

はい。

ただいまの説明についてご質疑等ございませんか。

よろしいですか。

特に意見もないようでございますので取りまとめたいと思っております。

それでは、令和5年度最低各活動の目標等について賛成される方の挙手を求めたいと思っております。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思っております。

これにて、すべての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

これをもちまして、令和5年度第5回佐伯市農業委員会を終わりたいと思います。

皆様お疲れ様でした。

はい。

長時間、お疲れでございました。

事務、事務連絡をしたいと思います。

こちらのA4、A 炉、両面をお開きください。

見ていただけたらと思います。

はい。

連絡事項です。

令和4年度、農地等利用最適化推進施策2 権利の改善についての意見要望についてです。

別紙3と書いておりますすいません。

別紙3の、こちらの用紙を見ていただけたらと思います。

昨年も今時期にですね、利用最適化推進施策の改善ということで、お願いをいたしました。

一応、裏面にですね、記入例が書いております。

こういった形でですね、メールもしくはファックスでも構いませんこのまま。

と思って裏をちょっと注意間違えないようにです、名前を書いていただいて、農業委員会の事務局の方まで、メールまたはファックスでも構いません。

あと提出でも構いませんよろしくお願いいいたします。

締め切りが、一応、来月の総会の日までと。

いうことにさせていただいております。

お願いいいたします。

はい。

続きまして中間に農業委員会遊休農地解消事業。

佐伯地区食料農業農村振興振興協議会事業ですけど。

景観作物の昨年も引き続き、植栽をやりたいと思います。

森崎浦の。

ところです。

昨年15アールから35アールに拡大ということで、積極的な参加をしたいと思いますが、日にちとカーの方を。

はい。

いかがえっとですね今年うちのところも植えてくれんやろうかっていうような話で、日頃植えてるところの道挟んだ当面のところはかなり広いところがあります。

そこについては、ちょっと業者、草刈業者に頼んで、業としてそんやっっていこうというところがあるからちょっとデモンストレーションみたいな感じでやってみらんかっちゅうような話をします。

ただそのあとに買った後に行き一応こう、こんな小さくするんですけど。

片付けんといけんのじゃない。

じゃないと工期ができのじゃないかと思ってるんですよ。

ですから、ちょっと日程についてはですね、後程会長副会長と1回協議して、また皆さんにもお知らせをしようかと思っております。

それで申し訳ないんですけども、構えのですね、農業委員の方、ちょっと一緒に残ってもらってもいいですかね。

ちょっとご相談をさせてもらいたいことがありますので、よろしくお願ひします。

それとでもひまわりの他にもですね、他にも高くなってるんですけども買ってます。

もう去年は5月の7日か10日ぐらい植えたらもう7月の20日前後ぐらいに結構早く咲いたんですよ。

だから、ちょっと遅れ気味でいいのかなっていうふうに思っています。

夏休みが来る。

前ぐらいにもうピークを迎えてヒマワリのピークってもう、1週間ぐらいしかないんですよねだから10ヘクタールもあるとこやったらこうずらして負けるんやけどやっぱそこぐらいやつたらいっぺんにわかってやっぱかっつつかんかなっちゃうな形で、結構面積広がってます。

いいことだなとは思っております。

もう1個ですねトウガラシ。

これですね3月312月の20日ぐらいに業者の説明会をしてですね、結構人数参加しました。

それで、唐辛子の栽培ということですね。

皆さんにお世話を焼いてもらっております。

他にはですねベストアメニティが無料で提供していただいてですね、パレットに3月30日に来ました。

今ですねまく時期がちょっと私がいろいろあったもんで遅くなってですね。

今一発芽率が100%っちゃうわけじゃないんですけども今はパレットに参っててそれを今度ポットに移すようなことを考えております。

一応、南ファームとかですねあと弥生のまちおこしみたいな人たちとか、一部議員さんとかから何か私持って行くか合ってますので、もうある限りそんなにみんなに分けてですねもう無償で分けてやっていこうかと思っております。

それについてもですねお声掛けをまた皆さんにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それともついで一緒に行きます活動記録の提出についてということが次に書いてあるんですけども、今までですね、運営定期検討会の時のみにノート出してくださいよって言ったんですけども農業委員さん、毎月、毎月総会の時に持ってきてください。

ですねまた、7月20日にまた新たな任期が始まります。

そこでまた再度説明をしたいと思ってるんですけども、先ほど目標の中で10日間という月10日間というのがあったかと思っております。

それをするためにはですねかなり綿密な計画を立てていかんといけんちゅうのと、地域計画を作るために同意もかけていかんといけんちゅうことがありますので、基本的に農業委員さんは、営農とは必ず、何もかんで毎月持ってくるんじゃないなくて書いた上で持ってきてもらってそれをコピーをとると推進員さんにつきましては、関係案件がある推進員さんは持つ総会参加する時から持ってきてもらうという形で考えております。

すいません私から以上です。

はい。

今後の日程です。

次回現地調査については5月29日月曜日9時から実施予定です。

師範担当である、三俣委員、小野委員、山田委員、竹中委員の予定となっております。

案件のある推進委員については、5月22日ごろ発送予定となっております。

次回、農業委員会総会についてです。

6月2日金曜日、2時から、場所は一応ここの予定となっております。

ちょっと議会の関係でどうなるか。

わかりませんが、一応予定はこちらここになっております。

よろしく申し上げます。

最後に、活動記録簿の作成をよろしくお願ひいたします。

すいませんそれとですね7月、もうまた先の話で申しわけない7月20日、これがですね、次の6月の議会があつて7月20日が、任期が始まりますのでその日が、朝から辞令交付と設備終日です。

そういう予定になっておりますので、予定を入れとってください。

よろしく申し上げます。

はい。

では以上で事務連絡終わります。

ここで終わります。

お疲れ様でした。

ありがとうございました。

すいません。